

4/1(火) 水源地区の区民などが手作りの結婚披露宴



羽織袴、着物姿の2人を囲む地元区民の皆さん

水源地区にある「きくちふるさと水源交流館」で、地元区民やNPO法人きりり水源村のメンバーなどが手作りの結婚披露宴を行いました。新郎となったのは、平成17年から18年にかけて同交流館で、「国際中期ワークキャンプ」のリーダーとして活躍していた尾崎嘉洋さんです。

尾崎さんは東京在住で、ボランティア活動で知り合ったオーストラリア人の新婦のアメリカさんと今年2月に結婚。お世話になった水源村のメンバーに結婚の報告をしたいと申し出たところ、同メンバーと地元区民などが、会場設営から羽織袴や着物、手作り料理までを準備し、2人を歓迎しました。披露宴には約40人が参加し、地元の皆さんは「我が子や孫をもてなすような気持ちでした。自分のことのようにうれしかったです」と話されました。

NPO法人きりり水源村は、地域に残る伝統文化や生活技術、豊かな森と水に囲まれた自然を「子どもや孫、そのまた孫に！」を合言葉に、かつての学び舎(旧菊池東中学校跡地=きくちふるさと水源交流館)を拠点にした『地域づくり』『グリーンツーリズム推進』『次代の担い手づくり』を通じて、持続可能な社会モデルを広く世界に発信し続けています。

5/2(金) 旭志伊萩区で弘法大師堂が新築

旭志伊萩地区に新しく弘法大師堂が完成し、落成式がありました。以前より同地区にあったお堂が老朽化により雨漏りなどが発生していたため、新築されたものです。

その際、本尊を移動させようとしたところ、古くなったお堂から明治時代の普請(ふしん)記録が書かれた板が見つかりました。その場に立ち会った区民から以前のお堂を新築したときの記録ではないかとの意見がでたことから、早速、市教育委員会が調査。しかし、明治時代の記録ではあるものの、新築の記録ではなく改築の記録のようだと判断しました。

見つかった普請記録板は本尊上に設置されました。



本尊上に設置された普請記録板

5/13(火) 広瀬勝貞大分県知事が菊池市長を訪問



福村市長(左)を訪問した広瀬知事(右)

今年秋の第63回国民体育大会「おおいた国体ボート競技会」開催を前に、広瀬勝貞大分県知事が菊池市を訪れ、福村市長に「いよいよ開催間近となりました。おもてなしの心で大会を成功させたいと思っています。どうぞ、ご協力をお願いします」とあいさつしました。

おおいた国体は「ここから未来へ 新たな一歩」をスローガンに、今年9月27日(土)に大分市で開会式が行われ、ボート競技会は10月3日(金)～6日(月)の4日間、竜門ダムの菊池市斑蛇口湖ボート場で行われます。全国からたくさんの選手・監督や観客が菊池市を訪れます。市民の皆さんの温かいおもてなしと応援をお願いします。

●競技種目 成年男子舵手つきフォア(5人乗り)、ダブルスカル(2人乗り)、シングルスカル(1人乗り)など全12種目

平成20年度の後期高齢者医療保険料額が決定しました!

問い合わせ先 健康推進課国保・医療給付係、各総合支所民生課

平成20年度の正式な保険料額が決定したので、7月上旬に保険料額決定通知書をお送りします。なお、これまで加入していた保険の種類などによって、保険料の支払い方法や納付の時期などが異なりますのでご注意ください。

◆保険料の納付方法

- 年金からの差引きによる納付(特別徴収)
 - ・・・年金が年額18万円以上の人
- 納付書や口座振替による納付(普通徴収)
 - ・・・年金が年額18万円未満の人、介護保険料と合わせた保険料額が、年間の年金受給額の2分の1を超える人

◆被保険者別の保険料の納付時期

◆保険料の納期

特別徴収	1期	2期	3期	年間6期	
	4月	6月	8月		
	4期	5期	6期		
	10月	12月	2月		
普通徴収	1期	2期	3期	4期	年間8期
	7月	8月	9月	10月	
	5期	6期	7期	8期	
	11月	12月	1月	2月	

(例1) 熊本 太郎さんの場合

- ・平成19年9月末で国民健康保険に加入
- ・年金が年額18万円以上



年金からの差引による納付(特別徴収)となり、平成20年4月から保険料を納めます

(例2) 菊池 梅子さんの場合

- ・平成19年9月末で国民健康保険に加入
- ・年金が年額18万円未満(または介護保険料と合わせた保険料額が年間の年金受給額の2分の1を超える)



納付書や口座振替による納付(普通徴収)となり、平成20年7月から保険料を納めます

(例3) 広域 一郎さんの場合

- ・平成19年10月以降に75歳になる人のうち国民健康保険に加入していた(または社会保険の被保険者本人だった)
- ・年金が年額18万円以上



平成20年7月～9月の間は納付書や口座振替による納付(普通徴収)となりますが、平成20年10月からは年金からの差引による納付(特別徴収)となります

(例4) 健康 松子さんの場合

- ・平成19年10月以降に75歳になる人のうち国民健康保険に加入していた(または社会保険の被保険者本人だった)
- ・年金が年額18万円未満
- ・介護保険料と合わせた保険料額が年間年金受給額の2分の1を超える



納付書や口座振替による納付(普通徴収)となり、平成20年7月から保険料を納めます

(例5) 連合 吉男さんの場合

- ・息子さんや娘さんなどの社会保険などの被扶養者だった
- ・年金が年額18万円以上



年金からの差引による納付(特別徴収)となり、平成20年10月から保険料を納めます
※平成20年4月～9月までの保険料の負担はありません

(例6) 推進 花子さんの場合

- ・息子さんや娘さんなどの社会保険などの被扶養者だった
- ・年金が年額18万円未満
- ・介護保険料と合わせた保険料額が年間の年金受給額の2分の1を超える



納付書や口座振替による納付(普通徴収)となり、平成20年10月から保険料を納めます
※平成20年4月～9月までの保険料の負担はありません